

鳥取県水産試験場調査・研究補助員パソコン賃貸借仕様書

1 概要

鳥取県水産試験場の調査・研究補助員が使用するデスクトップ型パソコンをリース契約にて調達する。

2 契約期間

契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

ただし、借入期間は令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 2 月 28 日まで（53 か月間）とし、納入期限を令和 7 年 9 月 30 日とする。

3 借入物品の名称及び数量

デスクトップ型パソコン 6 台

4 納入場所

鳥取県境港市竹内団地 107 鳥取県水産試験場

5 利用形態及び機種選定条件

（1）Windows11Pro が動作する国際標準の AT 互換機

（2）インストールするグループウェアソフト、OA ソフト、ブラウザ及びウイルス対策ソフトを同時に使用してもストレスなく動作すること。

6 ハードウェアの仕様

項目		内容
本体 (本体内容蔵)	OS	Windows11Pro OS バージョン及び OS ビルドは発注者が指定するものを導入すること。
	CPU	PassMark PerformanceTest サイトの Passmark CPU Mark のスコアが 8,000 以上の数値であり、コア数は 4 以上であること。 core i7 又は core i5 以外の場合は、株式会社ディー・ディー・エス社の Themis に搭載された高精度顔認証エンジンが問題なく動作するものであること。なお、ここでいう「問題なく」とは、映像がぶれることなく滑らかに、かつ明瞭に表示され、本来の認証機能が正常に機能することを意味する。
	メモリ	16GB 以上
	記憶装置容量	SSD256GB 以上
	画面解像度／色数	Full HD(1920×1080 ドット)/1677 万色以上でフルカラー出力が可能なグラフィック性能を有していること。
	通信機能	有線 LAN 1000Base-T/100Base-TX/10Base-T に対応していること
		無線 LAN 無線 LAN なし又は無線 LAN 機能を無効化した状態で納入すること
	ディスプレイコネクタ	HDMI 出力端子を備えていること。
	USB ポート	USB3.0 以上の Type-A ポートを 2 ポート以上備えていること
	セキュリティチップ	Trusted Platform Module(TPM)2.0
	BIOS	UEFI 及びセキュアブート対応
	省エネルギー対応等	国際エネルギースタープログラム基準に適合していること
付属品	マウス	スクロール機能付き光学マウスを付属すること
	キーボード	日本語配列のフルキーボードを付属すること
	電源ケーブル	電源ケーブルを付属すること

- ア ディスプレイは不要とする。
- イ SSD 内の領域を区切る方法については、発注者から契約締結後別途指示するのとおりとすること。
- ウ DVD±RW/RAMドライブは不要とする（本体内蔵なし、付属の必要なし）。

7 ソフトウェアライセンス

項目	内容	数量
インストール	Microsoft Office LTSC Standard	6 本

ア 表中のソフトウェアライセンスについては、最新のバージョンとすること。

また、プリインストール版でないこと。

イ 少なくとも借入期間の開始から満了まで利用できるものであること。

8 設定・設置等作業

(1) インストール及び設定

3 のパソコンについて、鳥取県が構築するローカルエリアネットワークのうち L G W A N 系ネットワーククライアント端末として利用できるよう次の設定を行うこと。

ア L G W A N 系ネットワークに接続できるようネットワーク及びユーザー権限等の設定を行うこと。

イ ノートブッククライアント及び起動用ソフトのインストール及び設定を行うこと。

ウ Microsoft Office のインストール及び設定を行うこと（使用できる状態にすること）。

なお、バージョンは 2024 とすること。

エ 漢字変換システムは MicrosoftIME とする。

オ 使用する所属に設置している既存プリンター及び複合機から印刷できるように設定すること。

カ ゲームソフト（Windows 標準含む。）は、全てアンインストールした上で納品すること。

キ ウイルス対策ソフト（トレンドマイクロ ApexOne）のインストールを行うこと。

なお、ライセンスは発注者の用意するものを使用し、L G W A N 系ネットワークに鳥取県が設置するサーバからパターンファイル等の自動取得及び更新が行われるようにするなど、必要な設定を行うこと。

ク Adobe 社の AcrobatReaderDC、キューブ・ソフト社の CubePDF、CubePDF Utility 及び富士 XEROX 社の DocuWorksViewerLight の最新版をインストールすること。

ケ Web ブラウザとして、Edge、Firefox、GoogleChrome の最新バージョンをインストールすること。

コ 最新バージョンの WindowsMediaPlayer を使えるように設定すること。

サ ハードウェア、OS 及び各ソフトウェアに付属する取扱説明書は、PDF 等のファイルにしてパソコンの SSD ドライブに格納するなど、可能な限りペーパーレスに努めること。

シ Windows Update 自動更新を有効に設定すること。

ス インストール、設定及び登録等の詳細な内容については、発注者の指示のもと行うこと。

セ 顔認証システム等で必要となるプログラム（発注者が提供）のインストールを行うこと。

ソ PC 内保存領域利用制御ソフトウェア（発注者が提供）のインストールを行うこと。

タ 別途発注者が指示する URL へのショートカットファイルをデスクトップに作成すること。

(2) 契約終了時の新規機器等の取扱い

今回整備する新規機器等については、借入期間満了後又は契約が解除された後速やかに、以下のとおり記録媒体内の情報を消去又は記録媒体を破壊し、契約期間内に撤去を行うこと。

なお、機器の取り外し、記録媒体内の情報の消去及び撤去に要する経費は受注者が負担すること。

ア 借入機器の情報の消去及び記録媒体の破壊の作業に係る具体的な手順は、令和 2 年 5 月 1 日付情報政策課長通知「情報システム機器の廃棄等時に係るデータ消去手順書」に定めるところによる。

イ 消去作業場所は、発注者が準備する水産試験場内の会議室とし、指定場所以外にパソコンを持

ち出して本作業を行ってはならない。

ウ 留意点

- (ア) 本作業の実施に当たっては、発注者の指示に従うこと。
- (イ) 受注者は、本作業の実施中において、物品の盗難、紛失、劣化、情報漏えいが発生しないように物品を厳重に管理すること。
- (ウ) 受注者は、本作業以外でパソコンに保存されている情報に接触してはならない。
- (エ) 受注者は、データ消去を試みた結果、SSD ドライブの物理的破損等の理由によりデータ消去できないパソコンを確認した場合は、速やかに発注者に連絡すること。
- (オ) 万が一、物品を紛失、破損した場合は速やかに発注者に連絡すること。

エ 報告及び検査

受注者は、データ消去を完了したときは、速やかにパソコンの型式、シリアルナンバー、データ消去を実施した者の氏名及びデータ消去を完了した日時を記載したリストを添付した報告書を発注者に提出し、確認を受けること。

9 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

10 一般事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 資料提供

受注者は、本件業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本件業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うこと。

(3) 追完請求権

ア 発注者は、借入物品の引渡しを受けた後において、当該借入物品が仕様書で定める内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により借入物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができ、受注者は、当該追完を行うこと。

イ 発注者は、当該契約不適合（受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

(4) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

(5) 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(6) 守秘事項等

ア 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(7) 個人情報の保護

受注者は、業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下、「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(8) 借入物品に対する損害保険の付保

受注者は、自己の責任において、借入物品に損害保険を付保すること。

(9) 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(10) 完了報告及び検査

ア 受注者は、納入を完了したときは、納入完了と同時に納入完了報告書を発注者に提出し、発注者は完了報告書を受理した日から7日以内に検査を行う。

イ 発注者は、アの検査の結果、仕様書に適合すると認めるときは、検査合格として受注者に対しその旨を通し、不適合とする場合は、不合格として受注者に対しその旨を直ちに通知し、補正を求める。

ウ 受注者は、イの補正の求めにより直ちに補正を行い、補正が完了したときは発注者にその旨を通知する。

エ 発注者は、ウの通知を受けた日から7日以内に再度アに基づく検査及び通知を行う。

(11) 賃貸借料の支払

受注者は、(10)の検査の合格の通知を受けた後、借入期間における当月分の賃貸借料を翌月発注者に請求し、発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内にその請求額を受注者に支払う。この場合において、正当な理由なくその期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

(12) 任意解除

ア 発注者は、(13)又は(14)の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

イ 発注者は、アの規定により契約を解除する場合、契約解除の1ヶ月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(13) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次の（ア）から（エ）のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（ア）正当な理由なく、始期を過ぎても業務に着手しないとき。

（イ）業務を遂行する見込みがないとき又は業務を契約期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

（ウ）正当な理由なく、(3)の履行の追完がなされないとき。

（エ）（ア）から（ウ）に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として賃貸借料月額に12を乗じて得た金額（以下「賃貸借料年額」という。）の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(14) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の（ア）から（ク）のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（ア）業務の履行不能が明らかであるとき。

(イ) 業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 業務の一部の履行が不能である場合又は業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(エ) 納入期限までに受注者が借入物品を納入場所に納入しないでその時期を経過したとき。

(オ) (ア) から (エ) に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が (13) の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(カ) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条に違反する行為又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条に規定する行為をしたと認められるとき。

(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(ク) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金融、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又は a から f までの掲げる行為を行うものであることを知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として賃貸借料年額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(15) 解除の制限

(13) のアの (ア) から (エ) まで及び (14) のアの (ア) から (オ) までの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、(13) 及び (14) の規定による契約の解除をすることができない。

(16) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(17) 専属的合意管轄裁判所

本件業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者による協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県境港市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作権の権利に関する訴えについては、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 6 条に定めるとおりとする。

(18) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

別紙 借入物品の保守

1 保守対応時間

鳥取県庁閉庁日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日）以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで

2 保守サービス内容

新規機器等の修理及び交換並びに修正プログラム（BIOS や内蔵デバイスのドライバ等）の適用に関する対応

3 保守サービス方法

- （1）故障した新規機器等は発注者の指定する場所に回収に行くこと。
- （2）修理後は発注者の指定する場所で引き渡すこと。
- （3）新規機器等の故障等により持ち帰り修理する場合は、代替機により対応すること。
- （4）修理する際に、SSD ドライブの初期化、ソフトウェアのアンインストール等を行った場合は、導入当初の状態（全ソフトウェアのインストール及び設定）に設定すること。
また、可能な限りユーザーデータを復元すること。

4 その他

- （1）パソコン本体一式は保守範囲とする。
- （2）新規機器等について契約不適合があった場合は、責任を持って対応すること。
- （3）新規機器等のソフトウェア及びハードウェアの障害に対し、迅速に対応できる者が複数名勤務し、かつ、常時連絡が取れる体制にあること。
- （4）今回整備する借入物品については動産保険に加入すること。
なお、保険の適用範囲は、少なくとも以下の事由による障害等を保障すること。
 - ア 通常の使用での過失による事故（水ぬれなど）
 - イ 職員による運搬中の事故（落下、盗難など）
 - ウ 火災
- （5）故障時の対応については、鳥取県水産試験場の指示に従うこと。
- （6）導入後に発生する鳥取県からの問合せ（機器使用に関する問合せ及び修正プログラム適用に関する問合せ等）に責任を持って対応すること。